

城陽市危機管理基本計画

危機・防災対策課

平成28年4月

目 次

第1章 危機管理基本計画の概要	1
第1節 目的	1
第2節 定義	1
1 危機事態	
2 危機管理	
3 危機事態の分類	
第3節 危機管理の基本方針	2
1 危機管理体制の構築	
2 平常時の対策	
3 危機事態発生時の対応	
4 事後対策	
第2章 平常時の危機管理	3
第1節 危機管理体制	3
1 危機管理体制	
2 危機対策本部付会議	
第2節 各部等の責務	3
第3節 危機・防災対策課の責務	3
第4節 職員の責務	4
第5節 危機管理能力・意識の向上	4
1 各部等の危機管理能力の向上	
2 職員の危機管理意識の向上	
3 職員の研修、訓練の実施	
第6節 連携体制の強化	4
1 関係機関及び協力事業所との連携の強化	
2 周辺自治体等との連携の強化	
第7節 市民との協働・市民への啓発・情報発信	5
第8節 資機材等の整備	5
第9節 事態に関する調査及び研究	5
第10節 危機管理手順書の作成	5
1 危機管理手順書の作成	
2 各種手順書等の保管	
第3章 事態発生時の対応	6
第1節 迅速かつ的確な情報処理	6
1 危機事態を現認又は通報を受けた職員の対処	
2 関係する部等への連絡・連携	

3	情報の収集及び報告	
4	関係機関への連絡等	
5	情報の一元的な管理	
第2節	危機レベルによる対応体制	7
1	危機レベルの指定と対応体制	
2	危機事態発生時の対応方針	
3	危機事態発生時の体制	
4	危機管理体制における各組織の役割	
第3節	危機事態対応の実施と被害の拡大防止	9
1	危機事態対応の実施	
2	被害の拡大防止	
3	説明会の実施	
第4節	危機事態発生時の広報	10
1	広報媒体	
2	報道機関を活用した広報	
3	地域コミュニティを活用した広報	
4	相談窓口の設置	
5	議会への報告	
第5節	その他必要となる応急対策	11
第4章	事後対策	12
第1節	危機事態の収束確認	12
1	安全の確認	
2	対策本部の解散	
第2節	復旧・復興	12
第3節	被害者への支援	12
第4節	危機事態の検証による対応の評価と再発防止	12
1	原因の分析	
2	再発防止策の検討	
第5節	危機管理の検証及び危機管理手順書の見直し	13

第1章 危機管理基本計画の概要

第1節 目的

城陽市危機管理基本計画（以下「計画」という。）は、危機管理の組織体制の確立、平常時の対策、危機事態発生時の対応、事後対策等について定めることにより、市内における危機事態の発生を未然に防止するとともに、危機事態発生時には、市民の生命、身体、財産を守り、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2節 定義

1 危機事態

次の各号に該当する事象で、市として緊急に対応が必要な事象について、各部等単位以上での組織的な対応が必要となるものをいう。なお、城陽市地域防災計画で対処する災害及び、城陽市国民保護計画で対処する武力攻撃事態、新型インフルエンザ等対策特別措置法で対処する新型インフルエンザ等は、個別の計画等によるものとする。

- (1) 市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事象
- (2) 市民生活及び市の行政サービスに重大な支障を及ぼす事象

2 危機管理

危機事態による被害を未然に防止するための対策、事態発生時の被害を最小限に抑制するための応急対策及び事態収束後の復旧・復興を総合的に推進することをいう。

3 危機事態の分類

表1 危機事態の分類

類	区 分	事 象	
1類	自 然 災 害	1	地震、風水害、土砂災害
	大 規 模 な 事 故 等	2	航空、鉄道、危険物等、広域停電事故等
2類	武 力 攻 撃 事 態 等	3	ミサイルによる攻撃等
	緊 急 対 処 事 態	4	大規模なテロ
3類	化学物質、細菌、爆発物、放射性物質	5	爆発物、乱射等による危害
		6	化学剤、生物剤等による危害
		7	上記5、6以外の過失による事故等
		8	爆発のおそれがある不発弾等の処理
	動 物 等	9	外来毒保有昆虫等の発生
		10	猛獣類等の脱走又は放置
		11	野生生物による事故
	環 境	12	光化学スモッグ等の大気汚染による被害
		13	生活用水等の汚染
		14	児童、生徒等に対する危害
15		バスの乗っ取り事件	

		16	観光資源への危害
		17	祭典等での群集流動事故等
		18	大規模な食中毒
		19	食品等への有害物質の混入
	そ の 他	20	農産物に重大な影響を与える事故等
		21	感染症の発生
		22	隕石・人工衛星の落下のおそれ
		23	サイバー攻撃(情報通信ネットワークの障害を含む)
		24	水道施設の被害(断水等)
		25	市内企業における風評被害が懸念される事故等
		26	市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れのある市の組織又は職員による法令違反等
		27	この表にないその他の危機事態

第3節 危機管理の基本方針

1 危機管理体制の構築

危機事態に迅速・的確に対処できるよう、管理体制を整備するものとする。

2 平常時の対策

市は、危機事態の発生を未然に防止し、又は発生した場合の初動体制を混乱なく行うため、所管業務に関連する危機事態を可能な限り予測・予知し、その事態に対する対応手順書の作成に努めるとともに、動員及び情報連絡網等の整備と職員の教育・訓練を実施するものとする。

3 危機事態発生時の対応

市は、危機事態が発生した場合等においては、直ちに情報の収集、整理及び分析を行うとともに、危機事態の推移を予測して、被害の発生防止及び軽減に努めるものとする。

また、その他必要となる応急対策は、「地域防災計画」を準用して実施するものとする。

4 事後対策

機事態の収拾後、市及び関係機関等は、被災者の生活援護、都市機能の回復、そして事態の再発防止対策を講じ、市民生活の早期安定と自力復興の促進に努めるものとする。

また、危機事態の再発防止を図るため、事後検証、業務手順改善等を行うとともに、必要な場合は、本計画等の改定を行うものとする。

第2章 平常時の危機管理

第1節 危機管理体制

1 危機管理体制

市における危機管理体制は、次のとおりとする。

(1) 危機管理監

危機管理における計画的かつ総合的な施策を推進するほか、危機事態の対応についての調査研究を行い、職員等への危機管理に関する知識・技術の啓発を行うものとする。

(2) 部長等

所管する事項に関する事態に対し事前の予防と準備に努め、所管する部等の危機管理を総括するものとする。

(3) 課長

所管する課の危機管理を行うものとする。

2 危機対策本部付会議

(1) 役割

国内外で発生した事態の事例について情報収集し、対応状況を分析、検証するとともに、今後予想される事態の対策に関する情報の共有化を図るため、危機対策本部付会議を設ける。

(2) 招集

危機管理監は諸事態について部局間の調整を図るため、必要に応じ主たる所管部長と協議のうえ、危機対策本部付会議を招集するものとする。

(3) 危機対策本部付会議の構成員

危機対策本部付会議の構成員は、各部等の長が危機対策本部付として各部の次長の職にある職員の中から指名した職員をもって充てるものとする。

第2節 各部等の責務

各部等における危機管理能力向上のための企画及び調整を行うとともに、所管事項において想定される危機管理に関する対応手順、連絡・協力体制等の確認を行い、危機事態発生時及び危機事態の收拾後も含めた対応が迅速・的確に行えるように平常時から想定される事態に対する準備を進めるものとする。

第3節 危機・防災対策課の責務

危機管理監の指示のもと、関係部等に対して危機管理に関する助言・支援を行う。平常時には、市の危機管理能力向上のために必要となる事業等の企画及び調整を行い、全庁的な対応の必要な事態が発生した場合には、関係部等及び関係機関が連携して効果的な対策

が講じられる体制を構築する。

また、危機管理に関する項目について、危機事態発生時及び危機事態収拾後も含めた対応が迅速に行えるよう準備を平常時から調整するものとする。

第4節 職員の責務

職員は、自らの職務及び職責に応じて、起こり得る危機事態を想定し、その対策について習熟するとともに、情報の収集や訓練等を通じて、常に必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

第5節 危機管理能力・意識の向上

1 各部等の危機管理能力の向上

各部等は、危機事態が発生した時の被害や影響を回避・軽減するため、起こり得る事態を想定し、それに対処すべき体制、人員、資機材及び行動の手順などについて常に研究し、必要に応じ訓練を行うものとする。

また、各部等の長は、各部等の業務を総括する立場であることを認識し、担任する事務があらゆる事態に進展することを想定した上で、危機管理能力・意識の向上を図るものとする。

2 職員の危機管理意識の向上

職員は、自己の職務に必要な危機管理の知識及び技術の向上に努めるものとする。

また、積極的に研修や訓練に参加するよう努めるものとする。

3 職員の研修、訓練の実施

危機事態発生時に迅速かつ確かな対応を行うためには、危機管理に関する知識や過去に発生した事態からの教訓を理解し習得することが必要であり、別に定める〔城陽市職員の危機管理・防災対策に関する訓練・研修計画〕に基づき研修及び訓練を計画的に実施するものとする。

第6節 連携体制の強化

1 関係機関及び協力事業所との連携の強化

危機事態発生時の迅速かつ確かな対応体制を構築するため、平常時から関係機関との連携を密にして、協力体制の強化に努めるものとする。

2 周辺自治体等との連携の強化

危機事態には、市域を越えて広域的な対応が必要となる場合もあることから、危機事態の発生時における迅速かつ広域的な情報の共有、広域的初動対応、平常時における効率的な対応準備等を可能とするために、周辺自治体をはじめその他の自治体との危機管

理に係るネットワークの構築及び連携強化に努めるものとする。

第7節 市民との協働・市民への啓発・情報発信

各部等は、危機事態発生の防止や発生時の被害を軽減するため、所管業務に係る危機事態への対応等について、市民や地域、企業等に啓発を行い、危機管理への積極的な理解や協力を求めるとともに、市民等の危機管理に関する対応能力の向上を図るための支援を行うなど、市民との連携強化に努めるものとする。

また、危機事態発生の予測や注意喚起、安全対策と本市の危機対応に関する情報を、関係機関と連携しながら、ホームページや広報紙、あるいはマスコミ等の手段を活用して積極的に情報提供を行う。

第8節 資機材等の整備

各部等は、所管する危機事態の発生に備え、必要な資機材を検討するとともに、危機・防災対策課と調整し、市全体で重複しないよう整備する。なお、備蓄に適さない特殊な資機材等については、関係機関と協議する等、緊急時の調達方法等についても事前に準備しておくものとする。

第9節 事態に関する調査及び研究

各部等は、平常時から、所管する事項において発生する可能性がある危機事態の予防と発生時の被害軽減を図るため、国内外で発生した危機事態について、その要因や被害、対処措置を調査し、本市における危険度、予想される被害、対処方法についての研究を行う。

危機管理監は、複数の部が関連する危機事態の場合には、危機対策本部付会議を招集し、各部等の対応と連携の調整を行う。

第10節 危機管理手順書の作成

1 危機管理手順書の作成

各部等は、危機事態の発生に際し、行動の基準となる危機管理手順書を作成するものとする。

2 各種手順書等の保管

各部等は、作成した手順書及びその資料を危機・防災対策課に提供するとともに、危機事態発生時に備え、所定の場所に保管する。

第3章 事態発生時の対応

第1節 迅速かつ的確な情報処理

1 危機事態を現認又は通報を受けた職員の対処

危機事態を現認又は通報を受けた職員は、「表2 通報時の重要事項」を基本に直ちに情報を取りまとめ、別に定める情報連絡票により、これに依り難いときは電話等により、所属する課等の長、又は所属する部等の長又は次長に報告するものとする。

ただし、当該危機事態において、現に負傷者等がいる場合又は負傷者等がいることを予想できる場合にあつては、直ちに消防本部にその旨通報するものとする。

表2 通報時の重要事項

項目	説明
情報源	見た情報か、聞いた情報か、発信者は誰なのか。
事態の概要	何が起きているのか。
発生時間	いつ発生したのか。
発生場所	特定の箇所あるいは不特定な箇所で発生しているのか。
発生原因	原因は判明しているのか。
事態拡大等の可能性	事態の拡大、継続、反復の可能性はあるのか。
被害の状況及び程度	人的、物的等の被害の状況はどうなっているのか。
支援の必要性	人的、物的な支援の必要性はあるのか。

2 関係する部等への連絡・連携

危機事態を現認又は通報を受けた職員から報告を受けた課等の長は、直ちにその内容を部等の長に報告するものとし、報告を受けた部等の長は当該危機事態が、自らの所管事項でない場合には、当該危機事態を所管する部等の長へ連絡するものとする。

3 情報の収集及び報告

各部等の長は、危機事態が発生し、または発生する恐れのある場合は、直ちに危機管理監に連絡し、速やかに概要を取りまとめ市長、副市長に報告するとともに、職員を現場に派遣し、現場確認、情報収集等を行わせるものとする。

4 関係機関への連絡等

危機事態の主たる所管部等の長は、関係機関に当該危機事態に関する連絡を行うとともに、必要に応じて関係機関の協力を得て、正確かつ迅速な情報収集を行うものとする。

5 情報の一元的な管理

危機事態の主たる所管部等の長、または当該危機事態が複数の部等にまたがる場合においては危機管理監が、情報の一元化を図ることとし、危機事態の推移、応急対策の実

施状況等に関する情報についても同様に一元的に管理し、必要に応じて市長、副市長に報告するとともに、情報の整理・記録に努めるものとする。

第2節 危機レベルによる対応体制

1 危機レベルの指定と対応体制

危機レベルの指定と対応体制は、表3のとおりとする。

表3 危機レベルの指定と対応体制

レベル	分類	危機事態の概況	体制	対応	指揮
1	一般事態	・危機事態の兆候 ・軽微な人的、物的被害	各部署体制	発生した事態を所管する部署で対応情報の共有と事態レベルの引き上げに備えるため、部署体制を取る。	主たる部長
2	指定事態	・緊急な対応が必要 ・重大な人的、物的被害 ・被害が大規模又は広範囲	対策本部 (全庁体制)	本計画に基づく対策本部を設置し全庁体制で対応を実施	本部長
3	指定事態	・緊急な対応が必要 ・重大な人的、物的被害 ・被害が大規模又は広範囲 ・他の自治体や関係機関の協力、支援が必要	対策本部関係機関等の連携体制 (全庁体制)	国、府や関係機関の対策本部等と連携し、全庁体制で対応を実施	本部長

2 危機事態発生時の対応方針

危機事態発生時には、その被害や影響を最小限に抑えるための応急対策を実施する。

応急対策においては、市及び関係機関等の組織の能力を最大限に活用し、市民の安全確保を最優先に事態を迅速に收拾する。

(1) 対応体制の判断

当該危機事態の主たる所管部署等の長は、初期対応の情報に基づき、可能な限り正確な状況把握に努め、迅速に対応体制を判断し、危機管理監との協議により、必要な危機管理体制をとるものとする。なお、危機管理手順書策定の危機事象については、手順書に基づき対応する。

(2) 対応方針の決定

当該危機事態に係る対応体制の指揮者は、初期対応に続く支援（人的・物的な対応、関係機関等の応援要請等）及び次に起こり得る事態を想定し、次に掲げる項目を中心に情報収集を行い、速やかに対応を決定、実施するものとする。

① 情報収集すべき項目

緊急事態の継続、反復の可能性

- * 被災、被害状況
- * 避難状況、避難の必要性
- * 原因の把握

② 対応の検討を行うべき項目

- * 初期対応できない被災及び被害者等の保護
- * 広域応援の要請
- * 自衛隊等の派遣要請（京都府知事を経由して）
- * 原因把握の方策（専門家の要否）

3 危機事態発生時の体制

(1) 危機対策本部長

危機対策本部長（以下「本部長」という。）は市長があたり、対象事態における危機管理の重要な判断・決定を行うものとする。

(2) 危機対策副本部長

危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長があたり、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、これを代理する。

表4 本部長の代理職員

本部長	代理職員（第1順位）	代理職員（第2順位）
市長	第1副市長	第2副市長

(3) 危機管理監

本部長が迅速かつ的確に意思決定できるよう情報分析や対応策を提示するなど、危機管理における総合調整を行う。また、指定事態（危機レベル2以上）において主たる所管部長と連携し危機管理の総合的な調整を行い、対応策を本部長に進言するものとする。

(4) 各部等の長

所管する部が行う対応を指揮し、状況を危機管理監に報告する。また、主たる所管部長は一般事態（危機レベル1）における危機管理の指揮を執るものとする。

(5) 各課等の長

各部等の長を補佐し、所管する課が行う対応を指揮するものとする。

4 危機管理体制における各組織の役割

(1) 各部等の体制（危機レベル1）

各部等にあっては、危機事態に対し、初動期からの迅速で的確な対応を期すため、各部等の長は、部内で「危機担当次長」をあらかじめ選任しておくものとする。

(2) 危機対策本部（危機レベル2）

当該事態に対応することを示すため、「城陽市〇〇危機対策本部」を設置する。本部の構成は、城陽市地域防災計画で定める「災害対策本部の事務分掌」を準用するものとする。

(3) 危機対策本部、関係機関等連携体制（危機レベル3）

当該事態による影響や被害の拡大により、本市危機対策本部単独による対応が困難となる場合には、国や府、関係機関の対策本部等と連携し、全庁体制で対応を実施するものとする。

第3節 危機事態対応の実施と被害の拡大防止

1 危機事態対応の実施

危機事態対応にあたっての留意点は、以下のとおりとする。

(1) 被害者対応

危機事態発生直後においては、二次被害が発生することがないように安全に配慮したうえで、被害者の救出・救助及び傷病者への応急手当等必要な対応を行うものとする。

(2) 応急対策

- ① 即時的かつ直接的な被害が発生しないケースにおいては、その時点以降に当該危機事態がもたらす悪影響の拡大を回避するため、速やかに危険な状態を遮断する応急対策をとるものとする。
- ② 危険物、化学剤・生物剤などその処置に高度の知識や技術が必要と判断できる事態の場合、専門機関に対応を依頼するものとする。

(3) 避難

- ① 市民を避難させる場合は、市長又はその命を受けた者が、その必要性に応じた適切な勧告又は指示を行うものとする。
- ② 災害時避難行動要支援者に十分配慮しつつ、避難場所、避難路の安全性を確認のうえ、消防本部、自主防災組織等避難支援等関係者と協力して避難支援・誘導を行うものとする。

2 被害の拡大防止

(1) 二次被害防止と応急対策の伝達・周知

危機事態発生場所の状況の点検や検知を行い、被害拡大の危険性が継続する場合、立入制限措置、除去・除染・消毒など二次被害防止措置を行うとともに、必要な被害防止の応急対策について市民等に迅速に伝達・周知するものとする。

(2) 救助・救護活動

消防、警察等の救助・救護活動において、協力を求められた場合は、市職員もその指示のもと救助活動に協力するものとする。

(3) 緊急搬送

傷病者、避難者、応急対策の資機材・物資、医療スタッフなどの緊急搬送は、救急車及び民間事業者の車輛のほか公用車も活用するとともに、パトカーの先導等警察へ応援を要請するものとする。

(4) 外部専門家による調査

市職員では原因の特定や究明が困難若しくは時間を要する事態については、外部専門家等を入れた調査チームなどを結成し迅速に原因究明を行うものとする。

3 説明会の実施

発生した危機事態が市民の生命・身体・財産等に大きな影響を及ぼす場合は、必要に応じ市民への説明会を開催するものとする。ただし、緊急に避難の必要があり、説明会を開くいとまがない場合は、事態発生時の広報により対応するものとする。

第4節 危機事態発生時の広報

1 広報媒体

- ・市ホームページ、市フェイスブック、市ツイッター等
- ・安心・安全メール、エリアメール等のメールサービス
- ・各放送事業者、各報道機関
- ・広報車、消防車両
- ・その他の広報媒体

2 報道機関を活用した広報

緊急記者会見、報道資料提供など報道機関を活用した積極的な広報を行う。

(1) 報道発表の実施

取材対応の一元化を図るため、危機管理監及び主たる所管部局は秘書広報課と連携して、最新の情報を報道機関に「報道発表文」を使用して発表し、以降も情報を集約し随時発表する。

(2) 発表方法の区分

危機管理監は、主たる所管部等の長と協議のうえ報道機関への発表方法等を決定する。なお、発表方法及び実施者が複数あるものについては、発表内容等の状況を考慮して決定する。

3 地域コミュニティを活用した広報

危機事態が発生し又は発生するおそれがある場合に、自治会連合会、自主防災組織及び各コミュニティセンター等の連絡体制等を通じて、住民等への広報の依頼を行うものとする。

4 相談窓口の設置

当該危機事態に係る主たる所管部等の長は、市民の安全・安心を確保し、市民生活の混乱を防止するため、危機管理監と緊密に連絡を取り合って、次の事項を中心に様々な手段により、危機事態状況及び対応体制等の情報提供に努めるものとする。

また、必要に応じて、市民の相談窓口を設置するものとする。

- (1) 事態の発生状況
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 住民がとるべき適切な対応
- (4) 応急対策の実施状況及び窓口
- (5) 高齢者、身体障がい者等の災害時避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 生活関連情報
- (7) その他市民に必要な情報等

5 議会への報告

危機発生時には、必要に応じて議会に報告するものとし、重要な情報を報道機関等に公表する場合についても速やかに議会へ報告することとする。

第5節 その他必要となる応急対策

1 その他、以下に示すような事項への対応は、「地域防災計画災害応急対策計画」を準用するものとする。

- (1) 災害時避難行動要支援者対策（高齢者、障がいのある人、外国人、児童）
- (2) 被災者の支援
- (3) 広域応援の要請・受入れ
- (4) ボランティアとの連携
- (5) 被災建物の応急危険度判定
- (6) 被害調査・り災（被災）証明書の発行
- (7) 市民への各種相談窓口
- (8) 消防活動
- (9) 救援・救護活動
- (10) 救急医療
- (11) 避難
- (12) 給水・食糧・生活必需品の支給
- (13) 住宅の確保
- (14) 感染症対策
- (15) 遺体の収容・処置
- (16) 公共施設・ライフラインの応急復旧
- (17) 緊急輸送路の確保（交通障害物の撤去）
- (18) 交通規制及び災害警備
- (19) 障害物の除去及び廃棄物対策（瓦礫、ごみ、し尿）
- (20) 教育対策

第4章 事後対策

第1節 危機事態の収束確認

1 安全の確認

本部長は、当該危機事態に係る応急対策が概ね完了し、危機事態が収束に向かっていると判断できた段階で、関係機関等と連携し、早急に危機事態発生現場周辺地域等の安全の確認を行うものとする。

安全が確認された場合は、立入制限等の各種制限措置を解除し、その旨を広報車、インターネット等、多様な広報媒体を活用して広報を行うとともに、テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関に情報提供し、公表するものとする。

2 対策本部の解散

本部長は、安全の確認を行い、危機事態による被害が発生するおそれが解消したと認めるときは、危機対策本部を解散するものとする。

第2節 復旧・復興

市長は、危機事態の収束後の市民生活の安定、社会経済活動への影響の軽減を図るため、被害の実態、市民のニーズを踏まえ、復旧方針を早期に決定し、市民生活の早期安定と自力復興の促進に努める。また、復旧方針に基づき、優先順位を考慮して関係機関等と相互に協力し、道路、上下水道などをはじめ医療施設、社会福祉施設など、各種公共施設の復旧を迅速に行うよう努めるものとする。

第3節 被害者への支援

市長は、関係機関等の協力を得て、次に挙げる相談の体制や被害者支援の体制を確立するとともに、相談窓口、支援窓口の体制を被害者等に周知し、関係する部等及び関係機関等と連携して被害者への支援に努めるものとする。

- (1) 被害者の心身の健康に関する相談
- (2) 被害者の住まいや事業主の店舗に関する相談
- (3) 被害者の生活資金や税金、保険料等や子どもの養育・就学に関する相談等

第4節 危機事態の検証による対応の評価と再発防止

各部等及び危機・防災対策課は、同様の危機が再発しないよう次のとおり再発防止策を検討するものとする。

1 原因の分析

時系列的に整理された危機事態の推移や対応に基づき、人、組織、環境、設備、管理の仕組み、制度等から、危機事態発生の原因及び被害拡大の原因を分析するものとする。このために、時系列を追って記録を詳細に整理するものとする。

2 再発防止策の検討

原因調査の結果や、危機事態対応の評価報告結果を踏まえ、今後の改善点を洗い出し、再発防止策の検討を行うものとする。

なお、検討される再発防止策は、設備・システム・組織の改善等につなげ、通常の業務の中に組み込むよう努めるものとする。特に、業務手順の見直しが必要な場合については、旧来のシステムに固執することなく、第三者的視点をもって徹底して行うこととする。

第5節 危機管理の検証及び危機管理手順書見直し

市長は、危機事態の検証に基づき必要がある場合は、危機管理基本計画及び危機管理手順書の見直しを行うものとする。なお、検証すべき項目は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務において、想定される事態を把握していたか。
- (2) 情報の入手、調査・研究に努めていたか。
- (3) 危機管理手順書は、必要項目を網羅していたか。
- (4) 緊急時の連絡体制は円滑に機能したか。
- (5) 庁内関係部署との調整・連携は円滑に機能したか。
- (6) 市以外の関係機関との調整・連携は円滑に機能したか。
- (7) 国・府への連絡は円滑に機能したか。
- (8) 職員に対する訓練や研修の成果は発揮できていたか。
- (9) 被害の想定と対応策は適切であったか。
- (10) 選定した事態レベルと動員計画は適切であったか。
- (11) 事態に関する専門家の把握、受援体制は適切であったか。
- (12) 市民やマスコミに対する広報体制は適切であったか。
- (13) その他各部において特に必要と認める事項